

第1章 基本方針の概要

1 策定の趣旨

本県では、平成25年4月に新潟県発達障害者支援体制整備に関する基本方針及びアクションプランを策定し、相談支援体制の構築、人材の育成、保護者支援等、発達障害者支援体制の整備を進めてきました。その結果、発達障害に対する県民の理解は広がり、発達障害の方に対する支援は着実に進展してきているといえます。

一方、ライフステージ移行時の円滑な情報の引継ぎ等、課題が残るものもあり、引き続き取り組んでいく必要があります。

平成28年には発達障害者支援法が一部改正され、新たに、切れ目のない支援、社会的障壁の除去、発達障害のある子もない子も共に教育を受けられるような配慮、就労定着の支援等が規定されました。

このたび、前基本方針及びアクションプランが終期を迎えましたが、このような状況を踏まえ、本県では、令和5年2月に「新潟県発達障害者支援体制整備に関する基本方針及びアクションプラン（令和5年度～9年度）策定検討会」を設け、5年間の取組を評価するとともに、今後の新たな取組について検討いただき、令和5年度から令和9年度の新潟県発達障害者支援体制整備に関する基本方針及びアクションプランを策定しました。

今後は、本基本方針及びアクションプランに基づき、市町村等の関係機関と一層の連携を図り、総合的・計画的に発達障害者支援体制の整備に取り組んでいくこととします。

※ 発達障害者支援法における発達障害の定義について

「自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害その他のこれに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」

2 基本方針

本県の発達障害者支援に関する体制の整備にあたり、次の2つの基本方針を掲げます。

I 身近な地域で適切な支援を行うための支援体制の構築

発達障害者にとってできるだけ身近な地域で、当事者のニーズにあった支援を行うことができるよう取り組みます。

II 乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた支援体制の構築

乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた適切な支援を行うとともに、その支援がライフステージを通じて途切れることがないよう取り組みます。

本基本方針に沿って取り組む期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とし、必要に応じて適宜見直しを図ることとします。

なお、情報の引継ぎや共有、人材の育成、取組の評価等、重点的に検討する必要があるものについては、ワーキンググループ等において検討していくこととします。

3 取組の柱

I 身近な地域で適切な支援を行うための支援体制の構築

1 市町村を中心とした相談支援体制の構築

発達障害者にとってより身近な地域で相談できることが基本であるため、すべての市町村で相談支援体制の充実が図られるよう働きかけるとともに発達障害者支援センターによる市町村への支援を行います。

2 それぞれのライフステージに応じた支援・連携体制の構築

福祉・教育等の多職種を対象とした研修会等を実施し、地域における連携体制の構築を図ります。

3 ライフステージ移行時の円滑な情報の引継ぎ

ライフステージに応じた一貫した支援のために、相談支援ファイル等のサポートノート（以下「相談支援ファイル」という。）の活用を推進します。

4 人材の育成

発達障害者に関わる支援者への体系的な研修を実施し、資質向上を図ります。

5 医療機関の確保及び連携

発達障害者への診断・診察・対応等が行えるよう医師等の医療従事者への研修を実施するとともに、発達障害の診療ができる医療機関の情報を発信します。

6 保護者支援

発達障害者の家族やその他の関係者が適切な対応をすることができるよう、発達障害の特性の理解を促進するとともに、子育て支援の方法として、特性をふまえた支援の方法やペアレント・トレーニング等の技法について情報提供します。また、ペアレントメンターの養成・活用により保護者同士の支援体制を整備します。

※ ペアレントメンター：発達障害児者の親であって、所定の研修を受けた者で、その経験をいかし、発達障害のこどもをもつ養育者の悩みや困り感の相談にのる者。

※ ペアレント・トレーニング：こどもの行動に焦点をあて、ほめることで望ましい行動を増やしたり、指示の出し方等を具体的に学ぶ親支援プログラム。発達障害児の行動変容にも効果があるといわれている。また、子育てのストレスを軽減するともいわれている。

7 発達障害の理解の促進（県民向け普及啓発）

普及啓発事業の実施により発達障害に対する正しい理解の促進を図ります。

8 情報の発信

発達障害に関する研修等の情報を集約し、定期的に発信します。

Ⅱ ライフステージに応じた支援体制の構築

1 乳幼児期

早期の気づきのための健診・相談体制の充実を図ります。

保育所・幼稚園・こども園における早期の気づきと支援のため、巡回支援の実施や発達支援コーディネーター等の配置、こども家庭センターとの連携促進を図ります。

2 就学期

小・中・高等学校において、本人を主体にして作成した個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した一層の指導の充実を図るとともに、教育と福祉の連携を図りながら切れ目ない支援を行います。

また、社会的・職業的自立を図るため、早期からキャリア教育・職業教育の充実に向けた取組を行います。

3 成人期

成人期における気づきの支援のため、発達障害に関する理解を広めるとともに、相談窓口や医療機関の周知に取り組みます。

また、自立に向けた支援のため、生活訓練や就労に向けた訓練、就労の定着のための支援の充実を図るとともに、就労支援機関と企業の連携を図ります。

4 取組の体系と地域生活支援のイメージ

基本理念	基本方針	取組の柱と今後の取組・対応策
障害のある人もない人もお互いの個性を尊重し、支え合いながら共に生きる地域社会	身近な地域で適切な支援を行うための支援体制の構築	1 市町村を中心とした相談支援体制の構築
		<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の相談体制整備 ○発達障害者支援センターと市町村の基幹相談支援センター等との重層的な支援体制の構築
		2 それぞれのライフステージに応じた支援・連携体制の構築
		<ul style="list-style-type: none"> ○地域における連携体制の構築
		3 ライフステージ移行時の円滑な情報の引継ぎ
		<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援ファイルの利活用の周知
		4 人材の育成
		<ul style="list-style-type: none"> ○研修体系の整理、再構築
	5 医療機関の確保及び連携	
	<ul style="list-style-type: none"> ○医師等医療従事者の対応力向上 ○診療できる医療機関の公表 ○地域での連携体制構築 	
	6 保護者支援	
	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者が安心して相談できる場所の充実 ○子育て支援の具体的な方法の普及（ペアレント・トレーニング等の普及等） ○親同士の支援（ペアレントメンターの養成と活用） ○虐待予防への対応 	
	7 発達障害の理解の促進（県民向け普及啓発）	
	<ul style="list-style-type: none"> ○継続的な普及啓発（より具体的な普及啓発事業の検討、継続的な実施） 	
8 情報の発信		
<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害に関する研修・相談窓口・社会資源等の情報の集約 		
支援幼児期の充実	◎早期の気づき	
<ul style="list-style-type: none"> ○市町村による体制整備（健診・スクリーニングの充実、保育所等における気づきの支援） ○保護者への気づきの支援 		
◎早期支援		
<ul style="list-style-type: none"> ○療育支援体制の整備（保育所等の支援体制の整備） ○関係者間での情報共有のあり方の整理 		
就学期の支援の充実	◎気づきの強化	
<ul style="list-style-type: none"> ○教員の専門性向上 ○保育所等からの情報の提供 ○障害児通所支援事業所との連携 ○校種間の情報の円滑な引継ぎ 		
◎支援の充実		
<ul style="list-style-type: none"> ○小・中・高等学校における特別支援教育の充実 ○学校と福祉の連携強化 ○学校外の活動場所の確保 ○家庭教育の支援 ○自己理解・他者理解の支援 ○生徒・保護者への発達障害の理解促進 ○不登校・いじめ・非行への対応 ○職業的自立、就労に向けた支援 ○保護者への特別支援教育の理解促進と卒業後の進路相談 		
成人期の支援の充実	◎気づきの強化	
<ul style="list-style-type: none"> ○発達障害の理解・相談窓口の情報提供 ○専門医の情報提供 ○高等学校卒業後の情報の引継ぎ及び中途退学者等への支援 ○ひきこもりへの対応 ○大学・専門学校への啓発・連携 		
◎支援の充実		
<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援の充実 ○生活支援の充実（社会的スキル習得機会の提供、交流と学びの場の確保） ○大学・専門学校への啓発・連携 ○就労支援の充実（就労に向けた訓練機会や就労定着のための支援等） 		

発達障害者の地域生活支援のイメージ

